

大阪市告示第859号

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第5項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年6月29日

大阪市長 横山英幸

1 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量

機能喪失した船舶 4隻

2 放置されていた場所

大阪市浪速区幸町3丁目9番3号先・道頓堀川

3 当該工作物を除却した日時

令和8年3月25日午前9時

4 当該工作物の保管を始めた日時

令和8年3月25日午前9時

5 保管の場所

大阪市西区南堀江4丁目26番先・道頓堀川（日吉橋下）

6 返還するために必要な事項

返還を受ける者の住所及び氏名を証するに足りる書類の掲示

物件の所有者、管理者であることを証するに足りる書類等の掲示

受領書の提出

誓約書の提出

7 問合せ先

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟6F

大阪市建設局道路河川部河川課

(TEL (06)6615-6833)

(建設局道路河川部河川課)